1 本質的価値の再検討

昭和6年(1931)の名勝指定時に、本質的価値として示された事柄には、「泉石園林ノ景致」、「安養寺・長楽寺・双林寺・西行庵」、「祗園ノ糸櫻トスル巨樹」、「四時遊覽ノ勝區」の4つがある。

指定基準	名勝の部第1 (庭園, 公園)			
説明	京都市ノ公園ニシテ東山ノ西麓ニ在リ眞葛原ヨリ祗園林ニ亘ル一帶ノ地ナリ北			
	ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八阪神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス			
	泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ安養寺辨大堂長樂寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在			
	リ皆名所トシテ知ラル世ニ祗園ノ糸櫻トスル巨樹又名高シ四時遊覽ノ勝區タリ			

表 18 名勝円山公園 指定理由

出典:官報及び史跡名勝天然記念物指定等目録(文化庁記念物課),国指定文化財等データベースより作成

これらが、知恩院等に連なる東山西麓と一体となり、我が国にとって欠くことのできない風致景観を形作ってきた。また、連綿と続く人々の営みのなかで、明治 19 年 (1886) に太政官布達に基づき円山公園を開設する以前より続く、名勝公園としての価値を現在にまで継承してきたとともに、昭和 31 年以降 (1956)、都市公園法に基づく都市公園として公園機能を拡充し、その価値を高めてきた。

従って、名勝円山公園の本質的価値は、名勝公園として、また、都市公園として成立してきた 過程そのものであり、右の4点に集約できると考える。

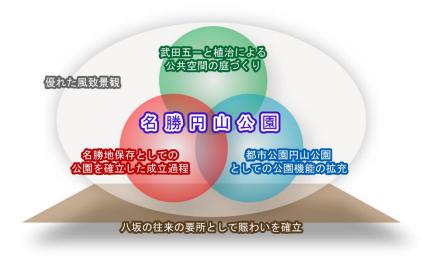


図 32 名勝円山公園の本質的価値のイメージ

名 勝 円 山 公 園 の 本 質 的 価 値

名勝公園としての価値

■ 八坂の往来の要所として賑わいを確立

江戸期まで、現在の円山公園の大半は、真葛ヶ原と呼ばれる原野であった。原野といっても、広くは 八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の 通路の役割を果たし、「洛下の騒客遊興の往返所」と評されるほど、圓山山麓から祇園への眺望などを 楽しみに、多くの利用があったことが伺える。八坂の一角として、全国から訪れる数多くの来訪者の通 行の用をなしてきたことが、江戸期から現在の名勝円山公園に至る本質的な価値であると考える。

■ 名勝地保存としての公園を確立した成立過程 22,23,24

明治 19 年 (1886),太政官布告に基づき,「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」として, 市内最古の公園を開設し,名勝地の保存を図ってきた公園行政,さらには,枝垂桜が象徴する住民有志 による取組など,名勝地保存の役割を果たし,公園を確立してきた成立過程そのものが,名勝円山公園 の本質的な価値であると考える。

■ 武田五一と植治による公共空間の庭づくり 25,26

明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、園池から圓山山麓への眺望にみられる「泉石園林ノ景致」と評された円山公園は出現するに至った。造園界で名声を馳せていた植治にとっても、武田五一が監修した公園改良計画とともに、公共空間における庭づくりに取り組んだことは冒険であったと思われる。武田五一と植治により公共空間における庭を具現化したことこそが、名勝円山公園の本質的価値であると考える。

都市公園としての価値

■ 都市公園円山公園としての公園機能の拡充

昭和31年(1956)に都市公園法に基づく都市公園となって以降も、円山公園は、公園施設の維持管理、イベントや行催事など²⁷、様々な取組を行ってきた結果、京都市民をはじめ、多くの公園利用者を迎えることができている。都市公園としての機能を果たしつつ、便益施設など、円山公園ならではの特性を活かした公園利用がなされてきたことが、名勝円山公園の本質的な価値であると考える。

25 尼崎博正編「植治の庭 小川治兵衛の世界」淡交社,平成2年(1990)

²² 丸山宏「京都円山公園成立前史」日本造園学会研究発表論文集 2, 昭和 59 年(1984)

²³ 丸山宏「円山公園の拡張」日本造園学会研究発表論文集 3, 昭和 60 年(1985)

²⁴ 京都市「名勝地円山公園の沿革」, 平成8年 (2003)

²⁶ 尼﨑博正「七代目小川治兵衛 -山紫水明の都にかへさねば-」ミネルヴァ書房, 平成24年 (2012)

²⁷ 平成12年(2000)以降の名勝円山公園に係る「京都新聞」の記事調べにおいて、コンサートや絵画展等のイベント開催の他、各種集会等の行催事を確認した

2 保存管理の方向性

2-1 保存管理の目標

前頁の本質的価値を踏まえ、名勝円山公園を文化 財として保存管理し、その上で、将来に渡り、より 多くの市民や観光客が訪れる場として活用を図っ ていけるよう、名勝円山公園の保存管理の目標とし て右の5点を定める。

名勝円山公園の保存管理の目標					
<u>保存管理</u>	■ 歴史環境の再整備(修復)				
	■ 公園機能の維持・向上				
<u>活 用</u>	■ 公園利用の促進				
	■ 制 度 の 見 直 し				
	■ 管理運営体制の構築				

2-2 保存管理の考え方

名勝円山公園は、前述の本質的価値を現在にまで継承し優れた風致景観の地として、その価値を高度に確立してきた一方で、開設から 128 年が経過していくなかで、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、施設が老朽化するとともに、「ひょうたん池の護岸のき損」、「園路の劣化」、「流れの土砂の堆積」、「桜の衰弱」、「樹木の成長による庭園修景物(景石、灯篭、橋脚等)の視認性の悪化」など、様々な課題が生じている。

これらの課題に対して適切な対応を図り、将来にわたり、名勝円山公園の本質的価値を堅持し、 市民や国内外からの来訪者が持続的にその魅力を享受していくことができるよう、名勝円山公園 を、あるべき姿に戻す"再整備(修復)"と、再整備(修復)後に、名勝円山公園をあるべき姿に 保つよう適切な維持管理を行う"維持・向上"に取り組む。

このため、以下のとおり、保存管理の考え方を定めるとともに、今後も社会の要請や変化に応じて、必要な見直しを行いながら、適切な保存管理を進めていくものとする。

名勝円山公園保存管理の考え方(案)

1 歴史環境の再整備(修復)

保存管理

名勝円山公園は、自然的要素、庭園的要素、公園的要素及び人文的要素が融合し、かつ、圓山山麓の景観的要素と一体となった歴史環境を形成している。その一方で、名勝指定当時とのかい離が見受けられるため、名勝円山公園を本来あるべき姿へと戻す再整備(修復)を行う。

2 公園機能の維持・向上

名勝円山公園の本質的価値を構成する要素の関係性に配慮し適切な維持管理を行うとともに、公園の成立過程や多面的な利用機能に応じた区域区分を前提に、各区域の特徴に応じたきめ細かな維持管理を行う。

3 公園利用の促進

花見や行催事,生業など,名勝円山公園における諸活動の経緯を尊重しつつ,適切に保存管理された名勝円山公園をより多くの人に楽しんでもらえるよう,適正な利用を促進し,来訪者の増加や国際化への対応を図る。

活

用

.

4 制度の見直し

都市公園円山公園は、他の公園と同等に位置づけることが困難なため、別途「(仮称) 京都市 円山公園条例」の制定等の制度の見直しを検討する。

5 管理運営体制の構築

名勝円山公園の保存管理を推進するため、関係部局等における保存管理・運営体制の構築を 進める。また、継続して実施できる体制を検討する。

2-3 区域区分(案)

これまでの検討に基づいて、名勝円山公園の成り立ち、利用機能の多様性を踏まえ、保存管理における区域区分を以下のとおりとした。

表 19 名勝円山公園の区域区分(案)

区域区分	各区域の内容	各区域の範囲
圓山山麓※	公園地, 安養寺境内及び長楽寺	園地, 安養寺境内, 長楽寺境内, 園路(該当
	境内を含む区域	区域南西の便益施設脇から), 便益施設及びそ
		の周辺箇所
東大谷参道	東大谷参道及びその周辺の区域	東大谷参道及びその周辺箇所
園池	武田五一、植治による改良工事	園池、園路(該当区域南西の車止めから、該
	箇所及びその周辺の区域	当区域南東の便益施設脇まで), 便益施設及び
		その周辺箇所
衹園枝垂桜周辺	衹園枝垂桜を中心とした区域	祇園枝垂桜, 水路, 園地, 便益施設, 園路(八
		坂神社・市民の森入口から、知恩院入口、該
		当区域南東の車止めまで)及びその周辺箇所
音楽堂周辺	音楽堂、双林寺境内及び西行庵	音楽堂、園路、双林寺境内、西行庵及びその
	を含む区域	周辺箇所
市民の森	市民の森、地下駐車場を含む区	市民の森,地下駐車場,園路(市民の森南西
	域	入口から南東入口脇まで)及びその周辺箇所
便益施設	便益施設が立ち並ぶ区域	便益施設(水路北側), 園路及びその周辺箇所

※円山公園東部は、東山三十六峰のうち円山に位置し、花洛名勝図会等の近世資料では当山を圓山と表記している。 また、本計画では、「円山」という標記を地域名称として別途用いていることを踏まえ、区域区分に当たっては「圓山」という 旧字標記を用いることとした。

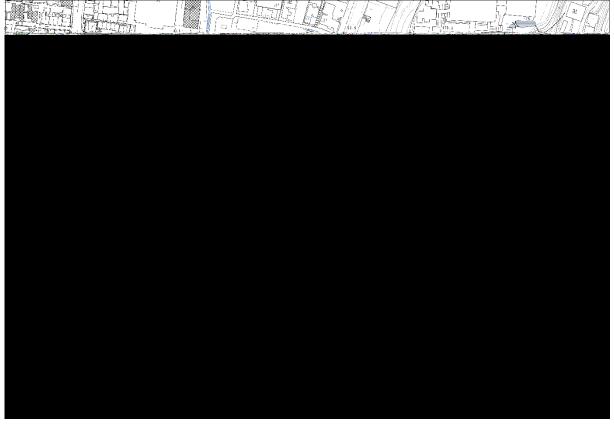


図 33 名勝円山公園の本質的価値のイメージ

出典:京都市資料を基に作図

3 保存管理方針

3-1 保存管理方針の考え方

(1) 保存管理方針の必要性

名勝円山公園は、その成り立ちや、利用機能の多様性を踏まえると、江戸期以降、圓山山麓、東大谷参道、園池、衹園枝垂桜周辺、音楽堂周辺、市民の森、及び、便益施設の順に、各区域が形成され保存管理と活用が図られてきた。

名勝円山公園の適切な保存管理を進めていくためにも、各区域において本質的価値を構成する要素の特定を行うとともに、保存管理の方向性に基づき、各区域の保存管理方針(目指すべき姿)と、構成要素毎に具体の保存管理方針を定める必要がある。

(2) 名勝円山公園の本質的価値と構成要素の関係

名勝円山公園は、江戸期以前、公園開設以降、公園改良以降、都市公園法施行以降と、その本質的価値を付加し続けてきた。なお、名勝円山公園の成り立ちのなかで、武田五一と植治により改良工事が行われた園池など、下図に例示した画期の出来事により、構成要素として、その価値を高めたものがある一方で、土地収用や経年変化のなかで、その価値が変遷したものもある。

このため、保存管理方針の検討にあたっては、名勝円山公園の本質的価値とは、名勝公園として、また、都市公園として成立してきた過程であるということを踏まえ、各構成要素と本質的価値の関係性を把握した。

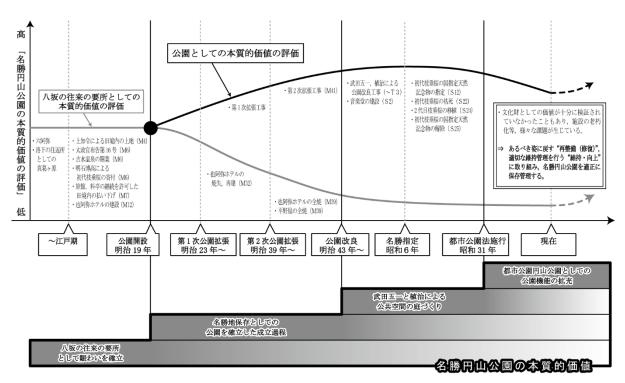


図 34 本質的価値を構成する諸要素の変遷イメージ

(3) 本質的価値を構成する諸要素の特定

本質的価値を構成する諸要素を特定し、その保存管理方針を検討するにあたっては、各区域の 保存管理方針(目指すべき姿)を定める必要がある。

このため、まずは、『都名所圖會』28を踏まえ時代比較し市内の名所地を包括的に紹介した資料である『新撰京都名所圖會』29等を参考に、各区域の成り立ちを整理した。その上で、「区域の保存管理方針」を定めた。

区域の保存管理方針を踏まえ、「区域の構成要素」である地形・地割、水系、建築物・工作物、植栽・植生、遺跡・遺構と行催事の場を特定した。また、現在の名勝円山公園のある地域は、図 35 に示すとおり、八坂の一角として、江戸期以降、周辺地域の環境と深く関連しているため、各区域の保存管理の基盤となる「該当区域の関係法令」を併せて整理した。

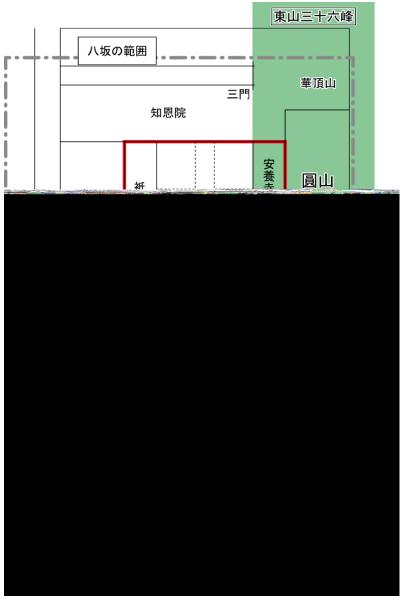


図 35 江戸期の真葛ヶ原・圓山山麓をとりまく八坂の立地関係模式図

-

²⁸ 秋里籬島,竹原春朝斎『都名所図会』,書林吉野屋,安永9年(1780)

²⁹ 竹村俊則『新撰京都名所圖會』,白川書院,昭和33年(1958)

(4) 構成要素毎の保存管理方針の設定

以上の検討を踏まえ、各区域の適切な保存管理を図るため、「構成要素毎の保存管理方針」を設定した。なお、各区域は成り立ちや利用機能が異なるため、その構成要素は様々であるが、地形・地割や建築物・工作物など、区域共通の保存管理方針もあるため、区域個別の保存管理方針の前段に「全般」として整理した。

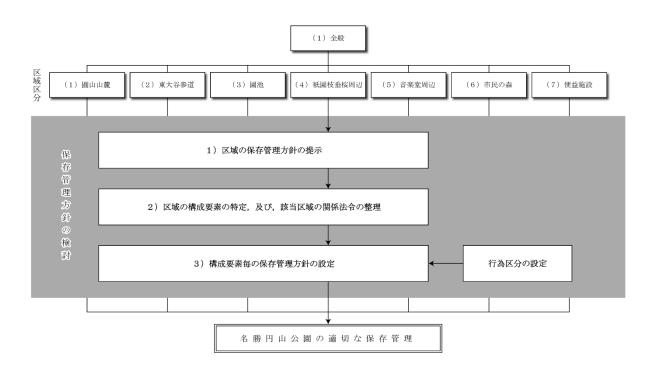


図 36 保存管理方針 検討フロー

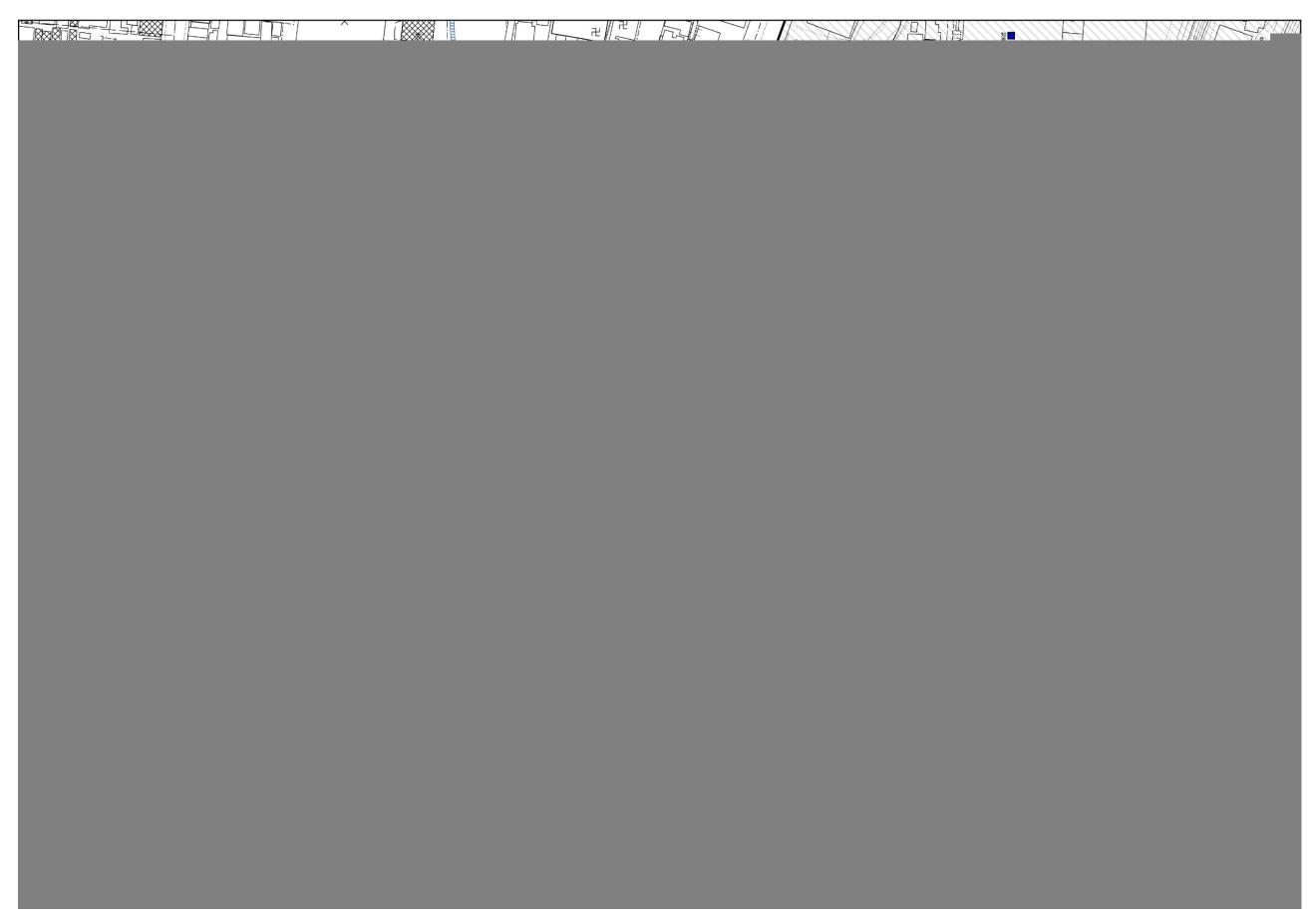


図 37 区域区分と資源分布状況